様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年　　2月　　6日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　 かぶしきがいしゃゆたか  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ユタカ  （ふりがな） ふたがみ　ひさみつ  （法人の場合）代表者の氏名 　 二神　久三  住所　〒791-8044  愛媛県松山市西垣生町822番地2  法人番号　2500001004261  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社におけるDXの取り組み | | 公表日 | 2025年　　1月　　21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ／当社におけるDXの取り組み  下部メニュー　⇒DXの取り組み  P3　「DX推進ビジョン」  <https://www.kk-yutaka.co.jp/images/dx.pdf> | | 記載内容抜粋 | 新しいものづくりを創造し続けて未来永劫に発展し続ける企業を目指していくために、デジタルの力を活用し、データ分析による改善や自動化を図り、社員が働くやりがいや役割・使命を持ってものづくりに専念できる企業へと変革していきます。  従業員やその家族、当社に関わるすべてのステークホルダーに歓迎される企業である為に更なる社会貢献に邁進していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページで公開している情報は取締役会承認を得て公開されています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社におけるDXの取り組み | | 公表日 | 2025年　　1月　　21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ／当社におけるDXの取り組み  下部メニュー　⇒DXの取り組み  P5、6、7　「DX推進の具体的な方策」  <https://www.kk-yutaka.co.jp/images/dx.pdf> | | 記載内容抜粋 | **【DX推進の具体的な方策】**   1. **ローカル５Gを用いた遠隔地からの加工**   ユタカの誇る世界最高水準の加工技術を自宅からでもプログラムを作成し、そのまま機械に送り込めることで、新しい労働環境と働き方の変革につながる。  自宅からロボットをリモートで操作し、作業効率・生産性の向上を図る  ※ロボットによる重量物の取り付けで作業者の負担を削減   1. **デジタル技術を用いた人材育成と技術伝承**   不適合発生時にAI分析による原因と対策の明確化を行い、類似の不適合を防止  ARやVRを用いた疑似体験で安全に作業手順を学ぶことができる  スマートグラスを用いた遠隔地からの指導環境の構築  若手社員の視線データを収集し、確認漏れの防止   1. **データ活用による仕事の効率化**   グループウェアを用いて、リアルタイムで社内の情報を共有化  改善案やヒヤリハットの報告なども共有化することで、怪我や危険を未然に防ぐことができる  ノーコードアプリを使用して自分たちで欲しい機能を作成し、業務の効率化・自動化を進めている | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページで公開されている情報は取締役会承認を得て公開されています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ／当社におけるDXの取り組み  下部メニュー　⇒DXの取り組み  P4　「DX推進体制」  <https://www.kk-yutaka.co.jp/images/dx.pdf> | | 記載内容抜粋 | DX推進における統括責任者となる代表取締役社長の直下に推進運営、実務全般の運用についての役割を果たす機能を担うDX推進室を設置。各課題や改善項目は経営会議や各委員会で各部署の担当者により持ち出され、周知機関として全社的に展開を図ります。  DX運用における情報リテラシー及び情報セキュリティーならびにスキルアップを図る為に、外部アドバイザーの知識・知見を取り入れて取り組みを強化していきます。  専門性の高いDX人材の確保と育成にも着手し、ものづくりの新しい手段としてDXを全社一丸で取り組んでいく。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ／当社におけるDXの取り組み  下部メニュー　⇒DXの取り組み  P6、7　「DX推進の具体的な方策」  <https://www.kk-yutaka.co.jp/images/dx.pdf> | | 記載内容抜粋 | **AIツールの導入**  不適合発生時にAI分析による原因と対策の明確化を行い、類似の不適合を防止  **グループウェアの導入**  グループウェアを用いて、リアルタイムで社内の情報を共有化  改善案やヒヤリハットの報告なども共有化することで、怪我や危険を未然に防ぐことができる。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社におけるDXの取り組み | | 公表日 | 2025年　　1月　　21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ／当社におけるDXの取り組み  下部メニュー　⇒DXの取り組み  P8　「DX推進プロジェクト達成状況の指標」  <https://www.kk-yutaka.co.jp/images/dx.pdf> | | 記載内容抜粋 | **人材育成と技術伝承**  ・紙で残していた手順書から、動画を用いた手順書に変更  ・有資格者の技術を電子データとして残すことで、これからも世界水準の技術力と品質管理能力を発揮していけるようにする。  ・他社と連携し遠隔地から加工できるようにすることで、加工技術を保持したまま高精度の製品を生産することができる。  ・なぜなぜ分析をアシストするAIアプリを作成し、1人で真の要因を導き出せることにより類似の不具合低減、工数、コストの削減  **仕事の効率化**  ・自社内でノーコードアプリ作成、RPA導入による手動作業時間の削減  ・協働ロボットによる自動化、工数削減、研究開発時間の増加 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　　1月　　21日 | | 発信方法 | 当社ホームページ／当社におけるDXの取り組み  下部メニュー　⇒DXの取り組み  P3　「DX推進ビジョン」  P9　「取り組み内容」  <https://www.kk-yutaka.co.jp/images/dx.pdf> | | 発信内容 | 当社は1977年に創立し、ものづくりを通じて半導体業界をはじめとし、航空宇宙・医療・食品など様々な産業に貢献してきました。  昭和・平成・令和をものづくり一本で渡り歩いてきた中で、社会の快適さに比例するようにますます技術の高度化やスピードが求められるようになってきました。  これまでは職人技の経験を「カンやコツ」で体現することで、ものづくりを実現してきましたが、時代の流れと共に「働き方改革による労働時間の低減」や「若者の製造業離れ」はものづくりにおいて大きなダメージとなり、乗り越えなければならない課題となっております。  新しいものづくりを創造し続けて未来永劫に発展し続ける企業を目指していくために、デジタルの力を活用し、データ分析による改善や自動化を図り、社員が働くやりがいや役割・使命を持ってものづくりに専念できる企業へと変革していきます。  従業員やその家族、当社に関わるすべてのステークホルダーに歓迎される企業である為に更なる社会貢献に邁進していきます。  それが創業者である私の使命であり、願いであります。  これまでの取り組み内容  2002年　生産管理システム（TECHS）の導入  2021年　自社仕様の工具発注システムの導入  2021年　自社仕様の資材管理システムの導入  2022年　ローカル5Gを用いた遠隔操作実証開始  2022年　HoloLens２を用いた視線データ取得システムの実証開始  2022年　HoloLens２とTeamsを用いた遠隔指導の実証開始  2023年　グループウェアの導入  2023年　工具一元管理システムの導入  2023年　ノーコードアプリ作成ツールの導入  2024年　自社仕様のAIツールの実証開始 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　　1月頃 | | 実施内容 | DX推進における統括責任者である代表取締役社長とDX推進室のメンバーとで、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）の「DX推進指標自己診断フォーマット」による自己診断を行い提出しました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　　12月頃 | | 実施内容 | 当社ホームページ内に情報セキュリティ基本方針を制定公開し、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）のSECURITY ACTION制度二つ星の自己宣言を行っております。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。